九運公第８４号

公　　示

道路運送車両法第１０３条及び行政手続法第１３条に基づき、下記のとおり自動車特定整備事業者の聴聞を行う。

令和８年１０月２２日

九州運輸局長　　日向弘基

記

件　　名	氏名又は名称	期日等	場　　所	備　考
道路運送車両法第９３条の規定に基づく自動車特定整備事業の認証の取消	株式会社スズキゼノン	令和８年11月30日（月）10時30分～	福岡市博多区博多駅東２丁目１１番１号	
			福岡合同庁舎新館１０階　九州運輸局小会議室（２）	